

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県食品表示の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）

- 一 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和六年十月一日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）

- 一 徳島県立二十一世紀館長への徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理の委任について所要の改正を行うこととした。
- 二 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和六年十月一日から施行することとした。